

質問第一号

日朝首脳会談の実現に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年十月四日

有田芳生

参議院議長 山東昭子 殿

日朝首脳会談の実現に関する質問主意書

安倍晋三元総理は、北朝鮮の金正恩総書記と「条件をつけずに首脳会談」を実現したいと、二〇一九年五月に表明しました。安倍政権を継いだ菅義偉前総理も、あるいは自民党総裁選の候補者もまた同じ表明をしていました。そこで「条件をつけずに首脳会談」を行う条件と意味について質問します。

一 北朝鮮トップと「条件をつけずに首脳会談」を行いたいということは、それまでは条件をつけていたということですか。政府はその「条件」とは何だったと認識していますか。

二 政府はなぜ方針を変更したのですか。その理由をお示しくください。また、新方針はどこで検討されたのですか。そこに外務省は関与していましたか。

三 安倍元総理が「条件をつけずに首脳会談」を提案してから二年五か月が過ぎましたが、実現していません。政府はその原因をどう分析していますか。

四 安倍元総理が新方針を提案したことに対して北朝鮮側からの反応はありましたか。報道でのコメントがあったなら、その時期と内容をお示しくください。また、正式の外交ルートで回答はありましたか。回答があったなら、その時期と内容をお示しくください。

五 政府はこれからも北朝鮮の金正恩総書記と「条件をつけない首脳会談」を求めていくのですか。それとも新政権では方針の変更もありうるのですか。

右質問する。